

大切な農地を守るために

「人・農地プラン」を作しましょう！

支援機関が地域の話合いをサポートします！



●地域の「人と農地の問題」を解決するために

全国的に、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えています。

そのため、国では、平成24年度から「人と農地の問題」を解決するため、地域農業のこれからをみんなで話し合っ決めて「人・農地プラン」の作成を推進しています。東近江市でも、滋賀県やJA、農業委員会等の関係機関と連携して作成を支援しています。

集落・地域の「人と農地の問題」の解決のために、「人・農地プラン」を作成しませんか。

●「人・農地プラン」とは

- ・「人と農地の問題」を解決するための「未来の設計図」です。
- ・令和元年度からは、地域での徹底した話合いに基づく「**実質化された人・農地プラン**」を作成することになりました。



●作成手順について

①アンケートの実施

- ・対象地区の農業者（農地所有者、耕作者）に対して、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を行います。

【アンケートの調査項目】

耕作者の年齢、後継者の有無、自身の営農の方向性、農地の貸付け、農地中間管理機構の活用、地域外の人材の確保、基盤整備の実施、作物生産、鳥獣害防止対策、災害対策、スマート農業の導入、六次産業化等に関する意向等

②地図化による現況把握

- ・現在の農業者の年齢別の状況（特に70歳以上）や後継者の確保の状況を地図に表示し、現況を把握します。

③地域の徹底した話合い

- ・集落で、今後の農地利用を担う「中心経営体」に関する話合いを行い、将来の方針を作成します。
- ・話合いには、市・農業委員会・県・JA等の関係機関が参加し、サポートします。

④話合いの結果の取りまとめ及び公表

- ・市が開催する検討会において話合いの結果をとりまとめ、人・農地プランとして公表します。

●見直しについて

- ・一度プランを決めた後は、想定期間（おおむね5年から10年）の経過前に見直してください。
- ・毎年見直す必要はありませんが、見直さなくてすむ、しっかりしたものを作ることが大切です。

●補助制度について

実質化された人・農地プランの作成により、裏面の支援策を受けることができます。

【問合せ先】

取組を後押しするための支援措置

①新規就農者への支援（経営開始型農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金））

人・農地プランの中心経営体として位置づけられた、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている認定新規就農者を対象に資金を交付します。

- ・交付対象者：原則50歳未満の認定新規就農者（その他、採択要件あり）
- ・交付額：最大150万円／年（最長5年間）

②認定農業者などの地域の中心となる経営体への支援

【金融支援（スーパーL資金の金利負担軽減措置）】

人・農地プランの中心経営体として位置づけられた、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている認定農業者は、(株)日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金が貸付当初5年間、実質無利子になります。

- ・償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）
- ・貸付限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
：法人10億円（常時従事者数に応じ20億円）

③農業用機械等の導入支援（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）

人・農地プランの中心経営体や、農地中間管理機構から農地を借り受けている方の農業用機械や施設の導入を支援します。（その他、採択要件あり）

- ・支援措置：融資を活用して農業用機械等を導入する際の融資残についての補助
- ・補助率：事業費の3/10以内

④農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

○地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の方に、機構集積協力金を交付します。

詳細な内容（単価等）については、国が全国一律で定めます。

○支援措置 1 地域に対する支援

機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援（地域集積協力金）

2 個々の出し手に対する支援

・経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）

⑤農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置

○所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、まとめて機構に10年以上の期間新たに貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。
対象となるのは、平成28年度以降に機構に貸し付けた農地で、固定資産税から軽減されます。

- 軽減期間 1 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- 2 10年以上の期間で貸し付けた場合には、3年間

⑥農地整備事業と連携した担い手への農地集積、集約化

○支援措置 1 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業）

・農地中間管理事業により担い手への農地集積・集約化に取り組む地域や農業の高付加価値化に取り組む地域を対象として区画整理や暗渠排水等の基盤整備を支援。

2 農地耕作条件改善事業

・農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための基盤整備を支援。